



区民意見提出手続
(パブリックコメント)

令和4年(2022年)
9/15
No.1856

SETAGAYA 区のおしらせ

せたがや

発行/世田谷区 編集/広報広聴課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
区役所 ☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)
区のホームページ(パソコン・携帯電話共通)
▶<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



区の手続きや施設・イベント案内は
せたがやコール 午前8時～午後9時(年中無休)
☎03-5432-3333 FAX 03-5432-3100

災害情報

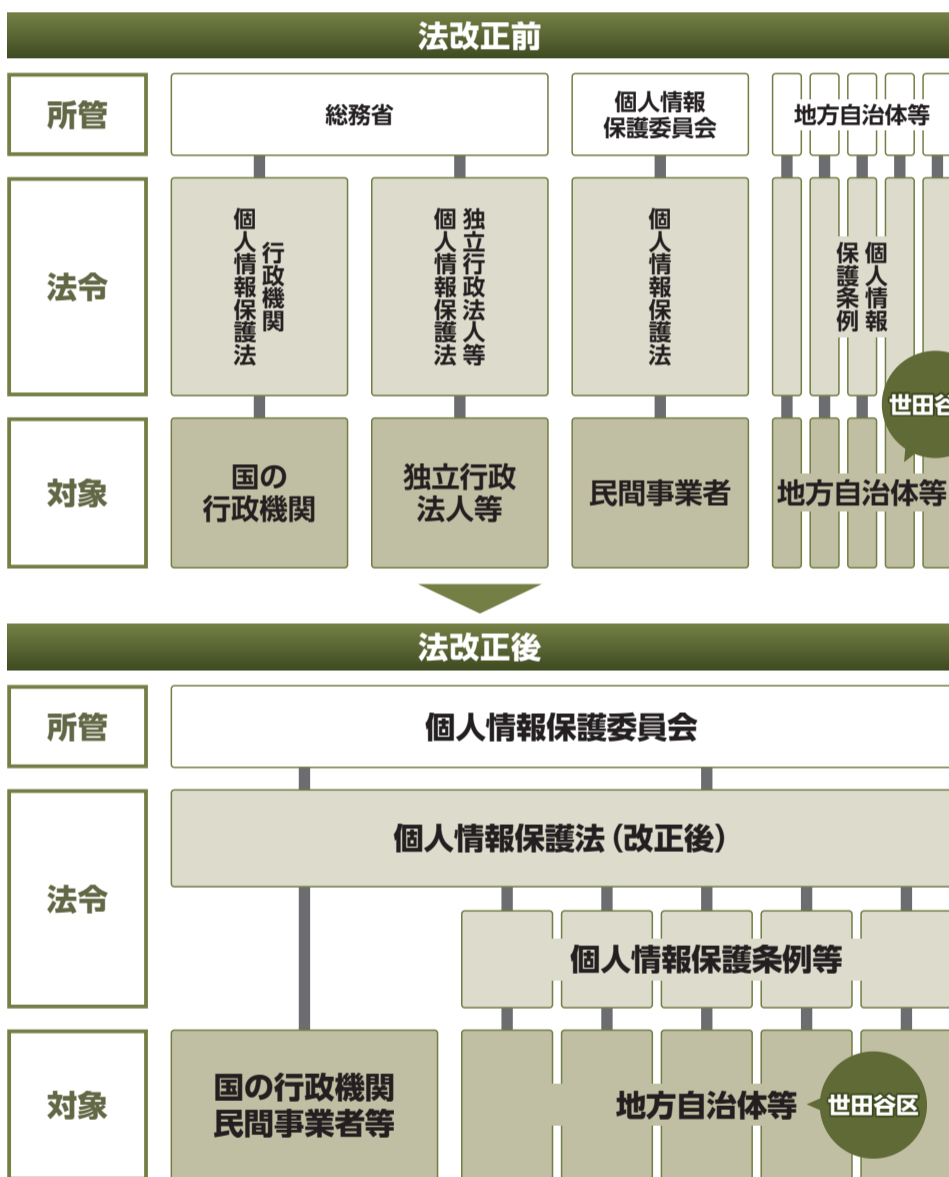
▶災害・防犯情報メール配信サービス
<https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/>
▶公式Twitter @setagaya_kiki
▶FM ラジオ 83.4 さんぽ (エフエム世田谷のホームページからも聴取できます)

改正世田谷区個人情報保護条例(素案) にご意見・ご提案をお寄せください

3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正されました。この法改正により、地方自治体がそれぞれ整備していた個人情報保護制度は、個人情報保護法による全国的な共通ルールに統合されることとなります(地方自治体には5年4月1日から適用)。

区では、法改正の趣旨を踏まえつつ、区民の皆さんの個人情報保護のためにこれまで積み重ねてきた「情報公開・個人情報保護審議会との関与」などの取組みについて、可能な限り制度として継承していきたいと考え、改正条例の素案として取りまとめました。皆さんのご意見・ご提案をお寄せください。

区政情報課 ☎5432-2097 FAX 5432-3007



郵便はがき

1 5 4 8 7 6 6

227

世 世

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取ってハガキとして郵送利用することはできません。ご了承ください。

1丁

21
27

改正個人情報保護条例(素案)にご意見をお寄せください

世田谷区には個人情報保護条例があります。1993年に施行したもので、国の個人情報保護法よりも長い歴史を刻んでいます。これまで個人情報保護条例に基づき、区民の個人情報の収集、管理並びに利用等において、必要に応じて、学識経験者や区民等で構成している情報公開・個人情報保護審議会から、専門的見地からの意見を聴き、個人情報保護に努めてきました。

昨年5月に、国の個人情報保護法が改正され、全国の地方自治体の個人情報保護制度が、全国一律の内容となることが決定しました。デジタル化や情報一元化にともなう法改正に、全国の自治体が対応を検討しています。

情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、個人情報保護制度等の見直しに向けて、国の法改正の内容を踏まえながら、区が先進的に実践してきた個人情報にかかる経験の集積を生かした内容とするよう、審議会から7月に答申をいただきました。

区が扱う個人情報は区民の皆さんが情報主体であることを十分意識し、運用上の工夫に努めるべく、条例の見直しの検討を進めています。

この条例素案をご覧いただき、皆さんの幅広いご意見・ご提案をお寄せください。



世田谷区長
のぶと
保坂展人

改正条例(素案)のポイント

◆条例の構成

現在の条例は、区独自の個人情報保護制度として様々な項目を網羅した全56条から構成されています。

法改正により、区の個人情報保護制度の大部分は法の規定が直接適用されるため、新たな条例は、以下の事項を定める全15条の条例に再編します。

- ①法により条例で定めるべきとされた事項
- ②法に矛盾・抵触しない範囲で定める区独自の取組み

(個別事項(※)に関する法・改正条例(素案)の規定・趣旨等詳しくは、下記 **閲覧場所** でご覧になれます。)

※開示・訂正・利用停止請求の手数料・決定期限、行政機関等匿名加工情報、個人情報ファイル簿、条例要配慮個人情報など

第1条	目的(条例の目的)
第2条	定義(条例で用いる用語の定義)
第3条	実施機関の責務
第4条	情報公開・個人情報保護審議会への意見聴取等
第5条	総括個人情報保護管理者の設置等
第6条～第8条	開示請求の手續等
第9条～第12条	訂正請求・利用停止請求の手續等
第13条	実施状況の公表
第14条	国等への要請
第15条	委任(条例施行の必要事項を規則に委任)

◆情報公開・個人情報保護審議会の関与を制度化する独自規定を設けます

法改正により国による様々な個人情報保護の体制が整備されますが、区独自の取組みを継承していくためには、今後も「情報公開・個人情報保護審議会」が制度運用に関与していく制度設計とすべきと同審議会からご意見をいただきました。

改正条例(素案)では、区独自の規定として「情報公開・個人情報保護審議会への意見聴取等(第4条)」を設け、審議会の委員の皆さんに引き続き以下のように制度運用に関与していただき、区民の皆さんの個人情報保護をより確実なものとしていきます。

- 条例や個人情報保護のための安全管理措置基準などの整備・改廃時の意見聴取
- 個人情報保護のための取組み状況や個人情報漏えい事案発生時の報告

スケジュール (予定)	9～10月	素案の公表・意見募集(10月6日まで)
	5年2月	素案に対する意見及び案の公表
	5年4月	改正条例の施行



区民意見提出手続(パブリックコメント)とは

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

ご意見・ご提案をお寄せください

いただいたご意見等は、条例の改正に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに2月頃に公表する予定です(住所・氏名は公表しません)。

閲覧場所 改正条例(素案)の全文は、区のホームページ(後記二次元コード)、区政情報課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。

対象者 次のいずれかに該当する方
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体 ③その他本条例(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

提出期限 10月6日(必着)

提出方法 ●区のホームページ(後記二次元コード)から
●①ご意見・ご提案 ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称
③氏名 ④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地を明記したハガキ・書面をファクシミリ、郵送または持参で区政情報課へ ※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。



→区民意見提出手続(パブリックコメント)用ハガキ

「改正世田谷区個人情報保護条例(素案)」
についてご意見・ご提案をご記入ください。

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取ってハガキとして郵送利用することはできません。ご了承ください。

住所/世田谷区 丁目 番号
氏名/

切り取り線